

3. 適正なレジオネラ属菌等検査について

●浴槽水の水質検査について

～令和2年度

○福島県旅館業法施行条例



浴槽水の水質検査に関する規定：なし

○福島県公衆浴場法施行条例



浴槽水の水質検査に関する規定：あり

検査項目：濁度

過マンガン酸カリウム消費量

大腸菌群

検査頻度：規定なし

令和3年4月1日に条例が改正され、次の項目が追加された

・福島県旅館業法施行条例⇒浴槽水の検査・検査頻度

・福島県公衆浴場施行条例⇒検査項目（レジオネラ属菌）・検査頻度

3. 適正なレジオネラ属菌等検査について

令和3年4月1日～

旅館業法施行条例に新しく追加

検査項目	基準値
濁度	5度以下※
有機物(全有機炭素(TOC)の量) 又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量) : 8mg/L以下 又は過マンガン酸カリウム消費量 : 25mg/L以下※
大腸菌群	1個/mL以下
レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu/100mL未満)

※知事が入浴者の衛生上支障がないと認めるものを除く

公衆浴場法施行条例に新しく追加

検査頻度	
毎日完全換水する場合	1回/年以上
連日使用かつ塩素消毒を行う場合	2回/年以上
連日使用かつ塩素以外の方法で消毒を行う場合	4回/年以上

旅館業法施行条例と公衆浴場法施行条例に新しく検査頻度が追加

3. 適正なレジオネラ属菌等検査について

令和7年4月1日～

検査項目	基準値
濁度	5度以下※
有機物(全有機炭素(TOC)の量) 又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量) : 8mg/L以下 又は過マンガン酸カリウム消費量 : 25mg/L以下※
大腸菌	1個/mL以下
レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu/100mL未満)

※知事が入浴者の衛生上支障がある場合は、旅館業法施行条例と公衆浴場法施行条例の改正

検査頻度	
毎日完全換水する場合	1回/年以上
連日使用かつ塩素消毒を行う場合	2回/年以上
連日使用かつ塩素以外の方法で消毒を行う場合	4回/年以上